

承認第1号

専決処分の承認を求めるについて

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月6日報告

朝来市長 多 次 勝 昭

専決第1号

専決処分書

朝来市介護保険条例（平成17年朝来市条例第155号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）による介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の算定に係る減額賦課の基準が平成31年4月1日から改められるところから、所要の条例整備を行ったものです。

平成31年3月29日専決

朝来市長 多 次 勝 昭

朝来市条例第 15 号

朝来市介護保険条例の一部を改正する条例

朝来市介護保険条例(平成 17 年朝来市条例第 155 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における」を「平成 30 年度における」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 7 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 29,616 円とする。
- 8 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,616 円」とあるのは、「45,408 円」と読み替えるものとする。
- 9 第 7 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 7 項中「29,616 円」とあるのは、「57,252 円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の朝来市介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

承認第1号資料

朝来市介護保険条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず35,532円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず35,532円とする。</u></p> <p>7 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず29,616円とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,616円」とあるのは、「45,408円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 <u>第7項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第7項中「29,616円」とあるのは、「57,252円」と読み替えるものとする。</u></p>